

公 示 送 達 書

令和8年9月15日

諏訪市公営企業管理者
諏訪市長 金子ゆかり

下記の書類は、地方税法第20条の2第1項及び諏訪市税条例第18条の規定を準用し公示送達し、
当水道課料金係に保管してありますから、来庁のうえ受領してください。

送達を受けるべき者		送達する書類名
住 所 (所在地)	氏 名	
諏訪市大字四賀	溝口 竹次郎	諏訪市公共下水道事業受益者負担金等督促状
諏訪市大字四賀	溝口 はな	諏訪市公共下水道事業受益者負担金等督促状
諏訪市大字中洲3883	八幡社	諏訪市公共下水道事業受益者負担金等督促状

(注意)
地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の
送達があったものとみなされます。